

自殺総合対策大綱見直しの提言

「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」

構成員

田中幸子、三木和平

全体についての意見

- 自殺対策基本法は、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。そして自殺総合対策大綱（以下、大綱）は、政府が推進すべき自殺対策の指針である。
- 今回の大綱見直しは、2016（平成 28）年の自殺対策基本法改正と、内閣府から厚生労働省への法の移管後にはじめて行なわれるものである。現大綱の基本方針や当面の重点施策に基づき自殺対策はどのように進んだのか、平成 38 年までに自殺死亡率を 27 年と比べて 30%以上減少させることへの道筋はついたのか、PDCA の観点からも、これらの検証は必須である。内閣府から厚生労働省に移管後、自殺対策を総合的に推進することに停滞が生じていることはないか、透明性をもって政策決定が行われているか、科学研究は十分に成果を挙げているか、という検証が望まれる。
- 自殺対策基本法では、政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならないとしている。この報告書は「自殺対策白書」として刊行されているが、近年、経年的な自殺統計が少なくなり、自殺対策の経緯の記述も乏しくなっている。若者の自殺死亡率は過去にも高い時期があり、女性の自殺死亡率が高いのは長期的事実であるが、そのことの記述がなく、短期的・反動的な観察結果に多くの頁が割かれるために、自殺対策を中長期的・総合的に推進するという視点が失われてきている。また令和 3 年版自殺対策白書には、自殺対策基本法、大綱、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律も掲載されていない。自殺対策白書の構成を見直すことが望まれる。
- 自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図るため、学際的な共同研究として、明治以来の長期的な自殺の動向を検討するとともに、警察の捜査・統計に頼りがちな現状の自殺分析を改め、疫学・統計研究と、事例・臨床研究という方向から、科学研究を推進するという方向を打ち出すべきである。
- また、自殺対策の更なる発展のためにも、新型コロナウイルス感染症の世界的流行下において自殺対策の推進体制がどのように棄損されたかを分析し、もし棄損があるな

らその再強化を進める必要がある。その取組を進めることも大綱に盛り込むべきであろう。

- 国際的な自殺対策は、ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチに加え、脆弱な集団へのアプローチを進める方向にある。これについては、WHO 世界自殺レポート（2014（平成 26）年）に先行して、2012（平成 24）年の前大綱に記載されていたが、現大綱では記載がない。これまでの研究から、メディア報道で影響を受けるのは脆弱な集団（自殺危険因子をかかえて孤立している）であることが明らかにされている。実効的な自殺対策には、社会的対策と精神保健対策の協働による脆弱な集団へのアプローチが必須である。現在の公衆衛生施策の基本的な認識であるポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチ、脆弱な集団へのアプローチの記述を望む。
- 最後に、自殺対策基本法 20 年に向けての検証作業を開始すべきである。我々も検証作業を進めていくが、国においても、第三者による公正な検証作業を進め、次回の大綱見直しは、その成果を踏まえた見直しを望む。

各論

1. 脆弱な集団への介入戦略を明記し、社会的対策と精神保健対策の協働を推進すること。自殺対策の基本方針に、ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチ、脆弱な集団へのアプローチを挙げ、より実効的な自殺対策の推進を図るべきである。その際、支援する人たちがトラウマに関する知識や対応を身につけること、すなわちトラウマインフォームドケアの普及を図ることに言及すべきである。
2. 自殺対策の基本方針に、ジェンダーセンシティブな対策に取り組むことを挙げること。国際的にも、我が国においても、自殺対策にジェンダーの視点は薄かった。これによって従来の男性の自殺対策も強化されることになる。
3. 児童・生徒の自殺防止のための大人への教育研修の実施。SOS の受け止め方やエビデンスのある対応についての大人への教育研修が必要である。増加傾向にある児童・生徒の自殺について、SOS は十分出ているにもかかわらず、具体的な受け止め方を教えておらず、エビデンスを伴って取り入れられていない。
4. 自殺の連鎖を防止するための研究の推進。子どもの自殺が特定の日に多くなるという政府も含めた情報発信は、自殺の連鎖を引き起こしかねないリスクを持つ。自殺の連鎖を防止し、かつ自殺予防にも役立つ情報発信のあり方についての研究推進が望まれる。
5. 児童・生徒の自殺の事例分析に取り組むこと。児童・生徒の自殺の事例分析は、個別の自治体で取り組むことは難しく、国レベルの研究が必要である。
6. 多職種による相談会の普及とそのための連携調整を担う人材の配置。多職種による包括相談会は有効であるものの、拡充・常設化は難しい。地域における相談体制の充実

の一環として、既存の相談窓口や専門相談の現場に他の専門性を有する職種を派遣するような仕組みを構築することで、包括相談の代替環境を整えることが望まれる。自治体に関係者間の連携調整を担う人材を配置することにより、その部署が軸となるなどの対応が可能と思われる。

7. 相談活動の体制及び効果に関する実証的研究及び円卓的な話し合いの場の設置。ICT、電話、対面による相談が拡充され、その実施体制は多様であり、相談員のトレーニングや協働についての円卓的な話し合いの場を持つとともに検証作業を進めることが望まれる。
8. 自殺の実態分析を進めるための 2 つの研究、すなわち、疫学・統計研究と、事例・臨床研究を同時に推進すること。それぞれの特徴と強みを活かし、自殺対策の科学的推進を図ることが望まれる。また、自損救急搬送や自殺企図の統計を構築すべきである。
9. 自殺未遂者への医療現場や地域保健における支援の強化。若年者の自殺対策には、学校現場のみならず自殺未遂者支援など医療現場での支援を強化するという方策が必要である。また、自殺予防は、救急医療の現場だけでなく、地域保健における精神保健相談や訪問支援等でも行われていること、その充実を図る必要があることを認識する必要がある。
10. 自死遺族の主体性と人間性の尊重の明確化。自殺対策基本法の第 9 条を踏まえ、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏を不当に侵害することのない施策を進めるべきである。その中核として、自死遺族を主体として認めること、その人間性を尊重することを鮮明にするべきである。また、自殺、自死等の用語問題も検討を続けるべきである。
11. 自死遺族による活動や自死遺族支援の持続可能性の確保。災害においても、新型コロナウイルス感染症等の世界的流行下においても、自死遺族の自助グループの活動、自死遺族支援、総合支援が持続できるようにする必要がある。

協力者（50 音順）

植松 育子 （司法書士）

大塚 尚 （東京大学）

勝又 陽太郎（東京都立大学）

川野 健治 （立命館大学）

小高 真美 （武蔵野大学）

佐々木 央 （共同通信）

竹島 正 （川崎市総合リハビリテーション推進センター）

太刀川 弘和 （筑波大学）

中村 征人 （全国精神保健福祉相談員会／愛知県医務課こころの健康推進室）

堀井 茂男 （公益財団法人慈圭会慈圭病院）